

一般競争入札公告

沖縄県南部福祉事務所が発注する業務用自動車の賃貸借契約について、一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月20日(金)

沖縄県南部福祉事務所長 兼城 利美

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 業務用自動車賃貸借契約
- (2) 契約の内容 車両の賃貸借を行う。詳細については、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用の本拠地又は保管場所 沖縄県南風原町字宮平212番地
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5) その他 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は一部又は全部を解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内において本社または支社、支店、営業所等を有すること。
- (2) 過去2年以内に官公庁と同等規模の車両賃貸借契約の実績を有すること。
- (3) 車両の故障等緊急時に、迅速に対応できること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の適用を受けた者を除く。)
- (5) 次に掲げるものに該当するもの
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団体等反社会勢力」という)
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの
- (6) 県税に関し滞納があるもの

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは書留郵便で(2)イに掲げる場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
- イ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ウ 過去2年以内において官公庁と同等規模の車両賃貸借契約実績を証する書類(第4号様式)
- エ 財務諸表(直近の決算報告書:貸貸対照表、損益計算書等)
- オ 県税に関し滞納がないことを証する書類(納税証明書)

(2) 申請期間・提出場所及び問い合わせ先

- ア 期間 この公告の日から令和8年3月4日(水)まで(土曜日、日曜日祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時までの間とする。

- イ 提出場所及び問い合わせ先

沖縄県南部福祉事務所生活保護班

〒901-1104 沖縄県南風原町字宮平212番地

電話番号(098)889-6370 FAX番号(098)889-6366

E-mail xx030213@pref.okinawa.lg.jp

申請書等の諸様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、令和8年3月5日(木)にFAX及び郵送で通知する。

6 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月12日(木) 午後1時30分～
- (2) 場所 沖縄県南部福祉事務所会議室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

入札保証金の納付に際しては、沖縄県の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを令和8年3月4日(水)の午後5時までに提出すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。免除を受ける者は、令和8年3月4日(水)午後5時までに下記の内容を証明する書類を沖縄県に提出すること。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

11 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

13 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

14 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

15 入札に関する質問

質問がある場合は、質問書(第6号様式)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出不要とする。

- (1) 質問期限及び方法

ア 期限 令和8年2月26日(木)

イ 方法 持参、FAXまたはメールで行うこと

- (2) (1)に対する回答

ア 期限 令和8年2月27日(金)

イ 方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載

16 その他

- (1) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札に代理人が参加する場合は、本人の委任状を当日提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日提出すること。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。